

# 大阪総合会計ニュース

発行 大阪総合会計事務所

大阪市中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階  
TEL 06(6202)9251 sougoukaikei@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹

第18号

2026年1月1日

## 経営理念

- 事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 事務所は、納税者の権利擁護と税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。



北浜の歴史シリーズ

第18回

## 御堂筋

大阪市のメインストリート、御堂筋です。

以前は見事な銀杏並木が御堂筋のシンボルでしたが、残念なことに、夜のライトアップのために枝がたくさん切り取られました。北御堂と南御堂の寺院が沿道にあることからこの名前が付き、中世から存在したようです。現在の道路は、第7代大阪市長、関一(せきはじめ)が大阪市の「都市大改造計画」に基づき拡張工事に着手して、1937年(昭和12年)に完成しました。(写真・文/西岡 英利)

選挙後の「毎日」の世論調査で参議院選挙の結果を受けて「政  
府与党は消費税の減税案を受け入れるべき」と答えた人が58%に  
上ることを、各政党は重く受け止めるべきです。

10月に立憲民主党が単独で食料品消費税ゼロ法案を衆議院に提出する動きを見せましたが、消費税の減税を掲げた各政党が共同して減税法案を国会に提出するならば、可決することができる条件は広がります。消費税導入後、引き上げられ続けた税率。引き下げることができるという経験が国民にとって何より力となることでしょう。

各地の地方議会でも消費税減税の請願が相次いで可決されています。高知県では3市6町1村で消費税減税、インボイス廃止を求める意見書が採択され、福島県でも4自治体で同様の意見書を採択しています。大阪でも吹田市議会で「物価高騰の緊急対策として消費税の引き下げを求める意見書」が全会一致で採択されました。

高市首相は参議院選挙では食料品の消費税0%を掲げていたにもかかわらず、先の総裁選挙では物価対策としては即効性がないとして消費税減税を引っ込めたことは、自民党が物価高で苦しむ多くの国民や中小業者が切実に求めていた願いに何ら関心を持たないことの証左です。

**消費税減税は国民の願い**  
所長 竹内 克謹  
よしなり

新年あけましておめでとうございます。

昨年7月の参議院選挙、最大の争点は、止まるところを知らず高騰する物価対策でした。野党各党は中身の違いはあれども消費税減税、廃止を主張しました。立憲民主党・食料品の消費税を1年間0%、日本維新の会・2年限定で食料品の消費税0%、国民党・時限的に消費税を一律5%、参政党・消費税の段階的引き下げ、れいわ新選組・消費税廃止、最低でも5%に減税、日本共産党・消費税の廃止を目指し緊急に5%に引き下げ、社会民主党・食料品の消費税を0%、日本保守党・食料品の消費税を恒久的に0%というものでした。結果は「消費税を守り抜く」と主張した自民党とこれに追随した公明党は大敗を喫し、衆議院に引き続き参議院でも議席は過半数を下回り少数与党に転落したことは、国民の願いに背いた当然の結果と言つていいでしよう。

# この間の税務調査を振り返る 一刻も早く納税者権利憲章の制定を――

税理士 竹内克謹  
よしなり

昨年、大阪総合会計事務所で立ち会った税務調査は法人4件、個人1件、相続税1件の合計6件でした。その中には事前通知なしに無予告でいきなり税務署員がお店にやつてきたという事例もありました。実際の事例を紹介し、この1年間の税務調査を振り返ります。

## 1 いきなり税務署員がやつてきた

昨年の6月、パン屋さんが無予告で税務調査を受け、その納税者から税務調査の立会いを依頼されました。当日の状況を聞くと、10時頃2人の税務署員がいきなり「○○税務署の者です。税務調査のため来店しました」と言ってお店の中に入つてきました。納税者の「今はパンが焼き上がる時間なので手が離せない。日を改めてほしい」との言葉にも耳を貸さず、頻繁にお客さんが出入りする店内に数十分間居座り続け、押し問答の末「今日は何時なら家に帰つているのか」と問われた納税者が、とにかく今は帰つてほしいの念で「夜の9時なら時間は取れる」と返事をしたのでようやく店を出していくことでした。そして、お店が終わつて自宅に帰るとインター ホンのチャイムが鳴り、今朝の税務署員が玄関先に。「約束の時間なので来ました。これから調査をしたいので協力してください」と言って、玄関に帳簿を持ってこさせ、書き写して帰つたとのことでした。

## 2 ないがしろにされる 国税通則法

2011年12月に改正された国税通則法74条の9及び施行令30条の4には「調査手続きの透明性と納税者の予見可能性を確保する」ための制度として11項目の通知事項が定められています。ここ3年間、私の事務所で受けた税務調査の事前通知のうち6件で通知事項が漏れるという事態が生じています。これは国税通則法が税務署内でいかに軽視されているのかの表れだと思います。こうしたケースでは、実地調査の当日に税務署員に対し、通知事項が漏れた税務

令状なしの税務調査は  
納税者の承諾と協力が必要です。  
万が一のために、  
ビデオ、カメラ、テープを  
用意しておきましょう。



## 4 紳士の権利憲章の制定を求めて

国税庁は、デジタル化の推進を軸に、税務調査や徴収を強化しようとしています。名目的には「納税者の利便性の向上」を掲げていますが、その内容は、金融機関に対する預貯金情報のオンライン照会、省庁横断のクラウドサービス「GSS」端末の職員への配備などです。税務調査先の選定に関してはすでにAIが活用されていますが、デジタル化の推進によって、納税者のプライバシーの侵害、適正手続きの形骸化が懸念され



は事実の告発や暴露が有効な手段となりうることを思えば、このような事実を積み重ね告発することが納税者権利憲章制定への道筋を切り拓く端緒となると考えます。もう適正手続きを欠いた税務調査はご免です。



るところです。

昨年3月に国会で成立した2025年度税制改正関連法については、参院の財政金融委員会での同法案への付帯決議として「納税者権利憲章の策定を含めて納税環境整備について検討を行う」ことを決議しています。その内容は「税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適性を確保するため」であり、当時の加藤勝信財務相も「政府としても趣旨を踏まえ、配意していきたい」と答弁しています。

私が所属する税経新人会では、納税者権利憲章制定に向けての意見表明をするために、会員から無予告調査や納税者の同意のない不當な立入り検査、税務署員の権力的言動など、納税者の権利が侵害された税務調査の事例を集約する取り組みを始めています。今回紹介した事例は「国税通則法によって納税者の権利は保護されているのだから納税者権利憲章は不要」という論拠が説得力を持たないことを示しています。民主主義が十分機能していない分野では事実の告発や暴露が有効な手段となりうることを思えば、このような事実を積み重ね告発することが納税者権利憲章制定への道筋を切り拓く端緒となると考えます。もう適正手続きを欠いた税務調査はご免です。

# 法人税 谷田久義

政府は、「5年間で43兆円」の軍事費拡大計画を決めましたが、その財源の一部として令和8年より、いよいよ約1兆円の増税が始まります。

2014年に集団的自衛権に関する閣議決定（安倍内閣）によって集団的自衛権の行使を限定的に容認する「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」した場合にも武力行使を認めました。

台湾有事を巡る高市氏の「存立危機事態」発言に至り、戦争に巻き込まれる可能性が一層高まつたように思われます。そのような中、防衛特別法で「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」した場合に人税が始まります。

令和7年3月31日に公布された法律により「特別措置法」が改正され、「防衛特別法人税」が創設されました。500万円を超える法人税につき4%の税金を課すというものです。基準法人税（所得税額控除・外国税額控除などを除く法人税額）から500万円を控除した額を課税標準とし、4%の税率で課税されます（平成度7・710億円の税収見込）。令和8年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。

また、たばこ税についても令和8年4月より段階的に引き上げられます（2,150億円の税収見込）。さらに、復興特別所得税の一部振替（0・2兆円程度）が組上に載っています。

一緒に働いている奥さんは、その税務署員が客として来店したのを覚えており、どんな客が来店するのかわからないと思ふと怖くなり翌日からお店を休まざるを得ない状況に陥ったとのことでした。

その後、税務代理権限証書を提出し、調査の立会いに臨み「今回の調査が事前通知を要しないケースにあたるのであれば、国税通則法74条の10に規定する正確な課税標準等の把握を困難にするおそれ、国税調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したものと考えるが、何をもつてその判断を行ったのか具体的な事実を挙げていただきたい」と問うたところ、税務署員は「それは答える必要がありません」の一点張り。「それでは、自分がなぜ夜中の9時に税務調査を受けなければならなかつたのか、納税者は納得できない。そもそもそんな時間に他人の家を訪問するなど非常識極まりないのでないか?」「お店に出られないほどの精神的苦痛を与えるような調査を納税者は受忍しなければならないのか?」など言葉を変えて質問をしていませんか? それはハラスメントではないか?」など言葉を変えて質問をしていませんか? それはハラスメントではありません。これ以上話しても時間の無駄なので「統括官とよく相談して回答してください」と言って2日目を終えました。後日、統括官から「説明をさせていただきたいので事務所に伺わせてほしい」との電話があり対応したところ、統括官の説明も通則法の条文を読み上げるだけで具体的な説明は何もなく「強いて言えば現金商売」ということで無予告調査を行いました」とのこと。奥さんのメンタルの不調についても「残念なことです」の一言で片づけられてしましました。

今回の調査、最終日に帳簿と領収証を突合しましたが違算ではなく、更正すべき理由はないということで決着しました。国税通則法74条の10の「おそれ」とは単に可能性があるだけでなく、具体

調査は違法性があることを指摘し、文書による謝罪を要求します。ある税務署では統括官に抗議したところ、法人とを約束させるなど一定の成果も挙げていますが、文書による謝罪については頑なに拒否の姿勢は崩しません。事前通知事項の漏れた税務調査はすべてその後の連絡はなく終わっています。

税部門全体で事前通知の徹底を図ることを約束させるなど一定の成果も挙げていますが、文書による謝罪については頑なに拒否の姿勢は崩しません。事前通知事項の漏れた税務調査はすべてその後の連絡はなく終わっています。



突然の調査は、身分証明書の提示を必ず求め、所属と氏名を書きとめましょう。

### 3 その他の事例

#### 1 何でもかんでも重加算税

ある法人の調査で、現金で集金した売上高を帳簿に記載するのが漏れています。相談して回答してください」と言って2日目を終えました。後日、統括官から「説明をさせていただきたいので事務所に伺わせてほしい」との電話があり対応したところ、統括官の説明も通則法の条文を読み上げるだけで具体的な説明は何もなく「強いて言えば現金商売」ということで無予告調査を行いました」とのこと。奥さんのメンタルの不調についても「残念なことです」の一言で片づけられてしましました。

#### 2 消費税の還付申告も

高額な設備投資をしたため、消費税の還付申告をした法人に対しても税務調査がありました。消費税の不正還付に対する厳しく税務調査を行うという

# 居住用賃貸建物と仕入税額控除の取り扱い

陳 阳

## 消費税一覧ガイド 3

### 1 初めに

令和2年度の法改正により令和2年10月1日以降に取得した居住用賃貸建物のうち、税抜1,000万円以上のものは仕入税額控除の適用が認められなくなりました。これにより、従来は還付を受けられたケースでも制限が生じるため、取得時の用途判定が一層重要となります。

### 2 居住用賃貸建物の定義

「非課税とされる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物」以外の建物を指します。つまり、住宅として貸し出す可能性がある建物は原則として居住用賃貸建物に該当します。

### 3 用途未定の建物の扱い

契約上用途が未定の場合は「住宅の貸付けの用に供しないことが明らか」といえず、居住用賃貸建物に該当します。ただし、課税期間末日までに契約等で

住用賃貸建物に該当します。

● 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（国税庁例示）

○ 全てが店舗や事務所など

事業用施設である建物

○ 旅館業法に規定される旅館・ホテル等の施設

○ 棚卸資産として取得し、住宅の貸付けの用に供しない建物

### 4 実務上の留意点

住用賃貸建物の用に供しないことが明らかになれば仕入税額控除が可能ですが、契約上用途が未定の場合は消費税還付となることが多く、税務署から追加資料提出や現地調査を求められるケースがあります。

判定誤りを避けるため、契約書に用途を明記し、事務所兼住宅など曖昧な使用形態を避けることが重要です。

取得時点での用途判定を明確にし、後日の税務調査に備えて証拠資料を整えておくことが望まれます。

## 簡単な経営分析 第3回

### 黒字倒産

西尾 卓真

「簡単な経営分析」ということで、様々な経営指標をひとつずつ解説していくコーナーとなつております。第3回目のテーマは「黒字倒産」です。

黒字倒産とは、利益が出ているのに

黒字倒産の原因は2つあります。1つは「棚卸資産の増加」です。売上が急増すると、それに対応するために資金繰りが破綻してしまい営業を続

けてられなくなつた状態をいいます。

黒字倒産の原因は2つあります。1つは「棚卸資産の増加」です。売上が急増すると、それに対応するために

黒字倒産の原因は2つあります。1つは「棚卸資産の増加」です。売上が急増すると、それに対応するために